

## 新旧対照表

新	旧																								
<p>高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条から第3条まで省略</p> <p>(補助対象経費及び補助率等)</p> <p>第4条 補助対象経費及び補助率は、次に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条から第3条まで省略</p> <p>(補助対象経費及び補助率等)</p> <p>第4条 補助対象経費及び補助率は、次に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事業名</th> <th style="width: 20%;">補助対象経費</th> <th style="width: 10%;">研修期間</th> <th style="width: 15%;">補助対象事業費上限額</th> <th style="width: 10%;">補助率</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">短期研修事業</td> <td>短期研修開催に要する次の経費とする。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内チラシ</li> <li>・パンフレット作成費</li> <li>・講師への謝金及び旅費</li> <li>・ホームページの作成費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・材料代</li> <li>・その他知事が認めるもの。</li> </ul> </td> <td style="text-align: center;">5日以上</td> <td>1研修当たり30万円/年。講師への謝金について日額9,000円を上限とし、複数講師による研修を実施する場合も謝金の合計額は同額を上限とする。</td> <td style="text-align: center;">3分の2以内</td> <td>研修中の滞在費、研修地への往復の旅費等は研修生自身の費用負担とする。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・3親等以内は補助対象外。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	事業名	補助対象経費	研修期間	補助対象事業費上限額	補助率	備考	短期研修事業	短期研修開催に要する次の経費とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内チラシ</li> <li>・パンフレット作成費</li> <li>・講師への謝金及び旅費</li> <li>・ホームページの作成費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・材料代</li> <li>・その他知事が認めるもの。</li> </ul>	5日以上	1研修当たり30万円/年。講師への謝金について日額9,000円を上限とし、複数講師による研修を実施する場合も謝金の合計額は同額を上限とする。	3分の2以内	研修中の滞在費、研修地への往復の旅費等は研修生自身の費用負担とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・3親等以内は補助対象外。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事業名</th> <th style="width: 20%;">補助対象経費</th> <th style="width: 10%;">研修期間</th> <th style="width: 15%;">補助対象事業費上限額</th> <th style="width: 10%;">補助率</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">短期研修事業</td> <td>短期研修開催に要する次の経費とする。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内チラシ</li> <li>・パンフレット作成費</li> <li>・講師への謝金及び旅費</li> <li>・ホームページの作成費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・材料代</li> <li>・その他知事が認めるもの。</li> </ul> </td> <td style="text-align: center;">5日以上</td> <td>1研修当たり30万円/年。講師への謝金について日額9,000円を上限とし、複数講師による研修を実施する場合も謝金の合計額は同額を上限とする。</td> <td style="text-align: center;">3分の2以内</td> <td>研修中の滞在費、研修地への往復の旅費等は研修生自身の費用負担とする。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・3親等以内は補助対象外。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	事業名	補助対象経費	研修期間	補助対象事業費上限額	補助率	備考	短期研修事業	短期研修開催に要する次の経費とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内チラシ</li> <li>・パンフレット作成費</li> <li>・講師への謝金及び旅費</li> <li>・ホームページの作成費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・材料代</li> <li>・その他知事が認めるもの。</li> </ul>	5日以上	1研修当たり30万円/年。講師への謝金について日額9,000円を上限とし、複数講師による研修を実施する場合も謝金の合計額は同額を上限とする。	3分の2以内	研修中の滞在費、研修地への往復の旅費等は研修生自身の費用負担とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・3親等以内は補助対象外。</li> </ul>
事業名	補助対象経費	研修期間	補助対象事業費上限額	補助率	備考																				
短期研修事業	短期研修開催に要する次の経費とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内チラシ</li> <li>・パンフレット作成費</li> <li>・講師への謝金及び旅費</li> <li>・ホームページの作成費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・材料代</li> <li>・その他知事が認めるもの。</li> </ul>	5日以上	1研修当たり30万円/年。講師への謝金について日額9,000円を上限とし、複数講師による研修を実施する場合も謝金の合計額は同額を上限とする。	3分の2以内	研修中の滞在費、研修地への往復の旅費等は研修生自身の費用負担とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・3親等以内は補助対象外。</li> </ul>																				
事業名	補助対象経費	研修期間	補助対象事業費上限額	補助率	備考																				
短期研修事業	短期研修開催に要する次の経費とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内チラシ</li> <li>・パンフレット作成費</li> <li>・講師への謝金及び旅費</li> <li>・ホームページの作成費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・材料代</li> <li>・その他知事が認めるもの。</li> </ul>	5日以上	1研修当たり30万円/年。講師への謝金について日額9,000円を上限とし、複数講師による研修を実施する場合も謝金の合計額は同額を上限とする。	3分の2以内	研修中の滞在費、研修地への往復の旅費等は研修生自身の費用負担とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・3親等以内は補助対象外。</li> </ul>																				

研修環境整備事業	補助対象経費は、研修場所や後継者の確保、育成に必要な備品購入等にかかる経費とする。 ・研修用道具の購入又はリース料 ・修繕費 その他知事が認めるもの。		30万円/年	3分の2以内	・上限額は、研修生を受け入れる事業者ごととする。 ・ただし、研修用道具については、研修の用に供すべき物が無い場合に限る。	研修環境整備事業	補助対象経費は、研修場所や後継者の確保、育成に必要な備品購入等にかかる経費とする。 ・研修用道具の購入又はリース料 ・修繕費 その他知事が認めるもの。		30万円/年	3分の2以内	・上限額は、研修生を受け入れる事業者ごととする。 ・ただし、研修用道具については、研修の用に供すべき物が無い場合に限る。
研修者受入事業	補助対象経費は、研修生に支給する研修補助金等とする。 ・図書教材費 ・道具代 ・原材料費 ・研修視察費 ・研修生受入生産者との連絡会等への参加費 ・損害保険料 ・研修中の生活費 ・その他知事が認めるもの。	3か月以上2年以内。 1か月における研修日数は原則として20日以上。	研修生1人当たり月額15万円	3分の2以内	ただし、指導者とは別生計である者。	研修者受入事業	補助対象経費は、研修生に支給する研修補助金等とする。 ・図書教材費 ・道具代 ・原材料費 ・研修視察費 ・研修生受入生産者との連絡会等への参加費 ・損害保険料 ・研修中の生活費 ・その他知事が認めるもの。	3か月以上2年以内。 1か月における研修日数は原則として20日以上。	研修生1人当たり月額15万円	3分の2以内	ただし、指導者とは別生計である者。

研修受入生産者等に支給する謝金とする。		研修受入生産者等1人当たり月額12万5千円。ただし、研修受入生産者等が、1人または複数の研修生に対して、複数の組合員（または事業者）で研修生を受け入れる生産組合等の場合は、研修生1人当たりを月額12万5千円とする。	10分の10以内 3分の2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額5万円までの補助率は10分の10以内。</li> <li>・月額5万円を超え12万5千円までの部分の補助率は、3分の2以内とする。</li> <li>・3親等以内は補助対象外。</li> </ul>
学校形式による育成施設の運営に関する経費		学校形式による育成施設の事務管理に要する経費	3分の1以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校形式による育成施設については、他の補助事業の対象経費を除いた事務管理費の3分の1以内を上限とする。</li> </ul>

第5条から第23条まで省略

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限りその効力を失う。また、この要綱の規定に基づき交付された補

研修受入生産者等に支給する謝金とする。		研修受入生産者等1人当たり月額12万5千円。ただし、研修受入生産者等が、1人または複数の研修生に対して、複数の組合員（または事業者）で研修生を受け入れる生産組合等の場合は、研修生1人当たりを月額12万5千円とする。	10分の10以内 3分の2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額5万円までの補助率は10分の10以内。</li> <li>・月額5万円を超え12万5千円までの部分の補助率は、3分の2以内とする。</li> <li>・3親等以内は補助対象外。</li> </ul>
---------------------	--	---	--------------------	---

第5条から第23条まで省略

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限りその効力を失う。また、この要綱の規定に基づき交付された補

助金については第13条第1号から第5号まで、第15条、第16条第3項、第19条、第20条及び第22条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

助金については第13条第1号から第5号まで、第15条、第16条第3項、第19条、第20条及び第22条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。